

平成26年第10回玉名市農業委員会総会議事録

平成26年9月5日（金）午後2時 玉名市福祉センター 会議室B
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	東 令佐	2番	取本 一則	3番	清田 順次	4番	西川 英文
5番	井上 清晴	7番	永田 知博	8番	松本 恒幸	9番	荒木ひろ子
10番	坂本 誠二	11番	竹下 宏介	12番	坂西 孝之	13番	本田多美子
14番	森川 正志	16番	田辺 信之	17番	鍬本 勝利	18番	荒木まつ子
19番	大野 金生	20番	福田 友明	21番	田上 一	22番	小路 修三
23番	徳井 勝美	24番	田上 均	25番	杉本 征子	26番	小島 昌文
27番	植田 勇一	28番	植田 英男	29番	三川 了	30番	田上 輝行
31番	米野 旨雄	32番	松本 哲海	34番	堀田 昌子	36番	岩永 幹生
37番	池本 信秋	38番	小田 募				

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

6番 鶴田 克士 15番 丸山 近信 33番 生田三之利 35番 谷川 文武

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 宮田 辰也 次長 二階堂 正一郎
係長 上村 健也 主査 田川 由香 主査 渡邊 布由紀
主任 中根 剛 農林水産政策課 主任 平野 健

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第58号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第59号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第60号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
第61号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第62号 農用地利用集積計画の決定について
第63号 農用地利用配分計画案の決定について
第64号 玉名市が定める基本構想について

報 告

第 2 0 号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

第 2 1 号 農地の形状変更届について

1. 開 会

○事務局長（宮田辰也君） 開会したいと思います。

現在の出席委員は、38名中、鶴田委員、生田委員、丸山委員、谷川委員が欠席でありますので、34名の御出席でございます。玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議は成立しております。

ただいまから、平成26年度第10回玉名市農業委員会総会を開催いたします。

まず、会長よりあいさつをいただき、引き続き、会議規則第4条により議長をお願いし、進行をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○会長（東 令佐君） 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中に出席いただきましてありがとうございます。

それでは、早速ではございますが、議事に入りたいと思います。

本日の議案は、議第58号より議第64号まで49件と報告第20号から報告第21号までの9件が提案されています。慎重なる審議、よろしく願いいたします。

本日の議事録の署名委員は、大野委員と福田委員をお願いいたします。

-----○-----

2. 議 事

○議長（東 令佐君） それでは、議事に入ります。

議第58号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） それでは御説明いたします。

議第58号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成26年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、大浜の申請人で、申請物件、大浜町3923-1、田3,054㎡外1筆、計6,194㎡、子どもへ贈与であります。一括贈与であります。

2番、熊本市北区と田崎の申請人で、申請物件、安楽寺1329、畑1,280㎡、従姉の夫への贈与であります。

3番、伊倉北方と岱明町の申請人で、申請物件、青野1844-2、畑755㎡、労働力不足、経営拡張による売買であります。

4番、岱明町の申請人で、岱明町中土1113、畑587㎡、労働力不足、経営拡張による売買でございます。

5番、岱明町の申請人で、申請物件、岱明町浜田344-1、畑456㎡、子へ

の贈与であります。

6番、伊倉南方と横島町の申請人で、申請物件、北牟田595-1、田486㎡、労働力不足、経営拡張による売買でございます。

7番、天水町の申請人で、申請物件、青野1872-24、畑2,455㎡外2筆、計7,327㎡、子への一括贈与であります。

8番、天水町の申請人で、申請物件、青野1872-28、畑1,742外1筆、計4,041㎡、子への一括贈与であります。

以上8件、合計21,126㎡を御提案申し上げます。

農地法第3条第2号の各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断しましたので御提案しました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。1番、どうぞ。

○10番（坂本誠二君） 10番、坂本です。1番の案件について説明いたします。申請人の譲渡人、譲受人は親子であります。譲受人は20年以上も農業を手伝っております。そこで今回、譲渡人が高齢になるに伴い、譲受人に一括贈与という流れになりました。下限面積も十分に満たされており、何ら問題なく、許可相当と判断いたしました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（東 令佐君） 次、2番、どうぞ。

○13番（本田多美子君） 13番、本田です。御説明いたします。これは従姉の夫への贈与ということで、許可相当と判断いたします。よろしく願いします。

○議長（東 令佐君） はい、ありがとうございました。

次、3番、どうぞ。

○20番（福田友明君） 20番、福田です。譲受人はもともと玉名市の青野出身でございます。現在は前原ということで、岱明町前原に住んでおりますが、公務員あがってからの農業の就農でございます。それから今はみかん、それからブルーベリーの栽培のほうで頑張っているということを聞いております。労働力不足と経営拡張ということで、許可相当と判断いたします。よろしく願いいたします。

○議長（東 令佐君） 次、4番、どうぞ。

○21番（田上 一君） 4番の案件を説明します。譲渡人は81歳になって農業はできない労働力不足ということです。譲受人のほうは下限面積も十分満たしておられるし、兄弟も近くにおって、皆さんでやっておられるので、何も問題はないと思います。許可相当と判断しました。よろしく願いします。

○議長（東 令佐君） 次、5番、どうぞ。

○22番（小路修三君） 22番、小路です。これは親子関係でございまして、親が高齢のために子への贈与であって、問題ないと思います。許可相当と判断しております。

○議長（東 令佐君） 次、6番、どうぞ。

○24番（田上 均君） 24番、田上です。6番の件について説明いたします。申請人は高齢による労力不足、それから受け手のほうは規模拡大ということで、何ら問題もないと思われます。

○議長（東 令佐君） 次は、7番、8番は委員さんが同じでございしますので、続けてどうぞ。

○34番（堀田昌子君） 34番、堀田です。7番と8番の案件について説明します。

7番、8番とも譲渡人、譲受人は親子関係、高齢ではありますが、まだお父さんは農業を頑張っておられます。将来のことを考えて、一緒に農業をしている息子さんに一括贈与されるもので、問題ないと思います。許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第58号については許可することに決定しました。

次に、議第59号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第59号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成26年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、横島町と中の申請人で、申請物件、横島町共栄106、畑9,922㎡外1筆、計30,049㎡、農業者年金受給により、平成26年9月5日より20年の契約であります。

2番、千田川原の申請人で、申請物件、伊倉北方732-1、畑1,004㎡外1筆、計2,001㎡、農業者年金受給により、平成26年9月5日より16年間

の契約であります。

3番、岱明町の申請人で、申請物件、岱明町扇崎722-1、田1,067㎡、労働力不足、経営拡張により、平成26年9月5日より5年の契約であります。

以上、3件、合計の33,117㎡の御提案を申し上げます。

農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件の全て満たしているものと判断しましたので、御提案を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。1番、どうぞ。

○3番（清田順次君） 3番、清田です。1番の案件について御説明いたします。使用借人は孫にあたり、昨年からです、当該地まで通勤をして農業を実習中というふうなことでございます。祖父の農業年金の受給のための申請で、許可相当です。なお、報告第20号の1番と関連をしているというふうなことでございます。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、2番、どうぞ。

○11番（竹下宏介君） 11番、竹下です。2番の案件について御説明いたします。これは農業者年金受給のためでございます。受人も子どもさんで、兼業農家で頑張っておられますので、許可相当と判断いたします。よろしく願いします。

○議長（東 令佐君） 次、3番、どうぞ。

○23番（徳井勝美君） 23番、徳井です。3番の案件について説明いたします。貸人は労力不足、借人は経営拡張ということで、今、借人は野菜づくりに一生懸命頑張っておられます。下限面積も満たされております。許可相当と思います。よろしく願いします。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第59号については、許可することに決定しました。

次に、議第60号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたし

ます。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第60号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成26年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件、石貫826、畑415㎡、個人住宅建設による転用でございます。

2番、申請物件、岱明町山下469-1、畑149㎡、宅地拡張による転用であります。これは始末書が付いておりますのであとで朗読します。

以上、2件、計564㎡の御提案を申し上げます。申請内容を農地転用許可基準、全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、御提案申し上げます。地元委員さん同行のうえ現地調査を行っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。1番、どうぞ。

○2番（取本一則君） 2番、取本です。申請者は、現在の住まいは築120年ぐらい経った建物でございます。また、裏のほうは急傾斜、20m以上ぐらいの崖地に隣接している所でございます。再建築に際しましても困難ということで、この土地を選定されたようでございます。1階平屋建てでございます。雨水につきましては、取水枡を設け、前面の道路の排水路に流すということでございます。排水につきましては、合併浄化槽を設置し、処理した後にその排水路の側溝に流出するというところでございます。また、雨水につきましては、土砂防止のためのL型を設置して土砂防止をするということで、前面の道路につきましては、玉名市の市道ではございませんが、建築基準法42条第2項のみなし道路に認可されておまして、何ら問題はないと判断いたしました。以上でございます。

○事務局長（宮田辰也君） 2番につきましては、局長の説明どおり始末書が添付されておりますので、始末書の朗読をまずお願いいたします。

○主任（中根 剛君） — 2番の案件について始末書朗読 —

○議長（東 令佐君） 2番の説明をお願いいたします。どうぞ。

○23番（徳井勝美君） 23番、徳井です。2番の案件について説明いたします。

今、事務局のほうから説明がありましたとおりです。それと土地利用計画といたしまして、自己専用住宅の建築のために農地を宅地に変更するということです。

現地調査の結果、問題はありませんでしたので、よろしく願いします。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第60号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第61号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第61号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成26年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件、松木1-1、田367㎡外3筆、計860㎡、共同住宅8世帯の転用であります。

2番、申請物件、亀甲183-4、畑328㎡外1筆、計469㎡、個人住宅建設による転用でございます。

3番、申請物件、築地2239、畑534㎡、境内地拡張による転用でございます。

4番、申請物件、山田2029-4、畑301㎡外1筆、計664㎡、2区画の宅地分譲による転用でございます。

5番、申請物件、築地238-3、田330㎡、個人住宅建設による転用でございます。

6番、申請物件、伊倉北方2535-5、畑297㎡、個人住宅建設による転用でございます。これもちょっと始末書が付いておりますので、あとで朗読をいたしたいと思っております。

7番は、申請物件、片諏訪142、畑195㎡、外1筆、計381㎡、個人住宅の建設による転用でございます。

次のページをお願いします。

8番、申請物件、寺田382、畑1,050㎡、太陽光発電施設48.5kwの建設による転用でございます。

9番、申請物件、下小田904-2、畑397㎡、個人住宅建設による転用でござ

ざいます。

10番、申請物件、富尾22-3、田468㎡、公民館建設による転用でございます。

11番もこの公民館建設に関しての転用でございます。11番、申請物件、富尾22-1、田741㎡、駐車場23台分の転用でございます。

12番、申請物件、岱明町野口1084-1、畑508㎡外1筆、計631㎡、個人住宅建設による転用でございます。631㎡より少し広くなっておりますけれども、崖地でありますので、その分を引いた面積が538㎡となっております。

13番、申請物件、岱明町扇崎196-3、畑394㎡、太陽光発電施設42.2kwの建設による転用でございます。

14番、申請物件、天水町部田見1795-1、田2,611㎡、貸駐車場、レンタカー106台分の転用でございます。これも始末書が付いておりますので、あとで朗読をいたしますのでどうぞ御了承をお願いします。

以上14件、合計の9,827㎡を御提案申し上げます。

申請内容、農地転用許可基準全ての事項ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、御提案申し上げます。地元委員さん同行の上、現地調査を行っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より、担当委員の説明をお願いいたします。

1番と2番は担当委員が同じでございますので、続けてどうぞ。

○3番（清田順次君） 3番、清田です。1番の案件について御説明申し上げます。

借人と貸人は親子というふうなことでございます。松木の住宅の中の基盤整備をされた一画というふうなことで、一番奥になるですかね、線路側というふうな所で、奥まった所というふうなことでございます。一画に木造住宅を1棟というふうなことで、2階建てと8戸の共同住宅と駐車場が18台分です。

南北に市道に接してるというふうなことで、そこに給排水と生活排水とか、そういうふうなものは本管に接続するというふうなことでございます。西側はですね、西側は住宅地というふうなことであります。東側は貸人の田んぼというふうなことで、給排水等、いろいろ何ら問題はないというふうなことでございます。許可相当と判断いたしました。

2番の案件ですが、使用貸人と借人は、関係は借人の妻の母と叔父というふうなことです。場所はゆめタウンの西側ということで、市道を挟んで西側でございます。個人住宅の建設で、東側は市道で、その市道より進入路とするというふうなことでございます。建設予定地の北側と西側、南側、共に住宅地というふうなことで、東

側はですね、家庭菜園で少しですが、日照とかそういうふうな何ら問題はないとです。また、給排水計画も何ら問題ないというふうなことで、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、3、4、5番は担当委員さんが同じでございますので、これも続けてどうぞ。

○4番（西川英文君） 4番、西川です。まず、3番の案件から説明いたします。

これは蓮華院本院のところにあります五重の塔の隣接地の農地を転用することでありまして、そこの跡を庭にしたいということで、庭木を植えてするというごことでございますので、何ら構築物を造るわけでもなく、許可相当と判断いたしました。

それから4番の案件ですが、これは北稜高校の裏の通りの道路沿いですが、都市計画法による用途区域でございます、住宅地の中にある農地です。これも許可したことによって何ら付近に迷惑かからず、許可相当と判断いたしました。

それから5番です。これは築地のベスト電器のすぐ近くでございますけれども、ここも都市計画法による用途地域区域内です、これを転用することによって周辺の農地には何ら問題もなく、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、6番と7番は委員さんが同じでございますので、続けてお願いいたしますが、6番については始末書が添付されておりますので、まず始末書の朗読をお願いいたします。

○主任（中根 剛君） — 6番の案件について始末書朗読 —

○議長（東 令佐君） それでは、委員さんの説明をお願いいたします。どうぞ。

○12番（坂西孝之君） 12番、坂西です。ただいま事務局より始末書の説明がございましたけれども、かなり広範囲にわたって砂利とかで盛土がしてあります。それを元に戻すのはとても困難なことだと思いますけれども、始末書1枚でこの場で即許可してよいか、ちょっと判断を迷いまして、今後のこともあろうかと思っておりますので、皆さん方の御意見をちょっと拝借できたらなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（東 令佐君） 担当委員さんの意向でございますので、皆さん方のお気持ちはいかがですか。ございませんか。はい、どうぞ。

○4番（西川英文君） 何人かで現場は見られていると思いますけれども、その皆さん方で協議されて決定されたらどうですか。

○13番（本田多美子君） すみません、私も担当委員で、ちょうどこの日は申し訳なく欠席しております。やっぱり坂西委員が言われるぐらいだからよっぽどひどいというか、広い範囲とか、なんかよけいに造成してあったのかなあと思います。もう一度説明を聞き、あまりにもあれだったら1回ぐらいはちょっとそのまま保留にさ

せてもらってという感じかなあと思うんですけど、もう一度坂西委員からちょっと。

- 2番（取本一則君） ちょっと坂西委員、いいですか。相当広く土砂を、採石を入れてあると。この申請は297㎡なんですよね。これよりもまだほかに入ってるんですか。
- 12番（坂西孝之君） 何というか、早く、わかりやすく言えば切り売りですね。この一枚広かうちの一部です、この297は。
- 2番（取本一則君） ということはほかも入るとということですか、別にも。
- 12番（坂西孝之君） そうですそうです、そこだけじゃなかです。
- 2番（取本一則君） ああ、ほんなら今後出てくってという話か。
- 12番（坂西孝之君） 話ですよ。だけん。
- 2番（取本一則君） じゃあ全体的には1反ぐらい入とととですか。
- 12番（坂西孝之君） いや、1反半以上あるでしょう。
- 2番（取本一則君） 1反半ぐらい埋めてあるとばいな。
- 議長（東 令佐君） 今までのお話の中で、皆さん方の御意見はどがんですか。ごさいませんか。
- 3番（清田順次君） そらあ一番最初に形状変更の届けば出してもらおうと何も問題なかったでっしょだい。
- 13番（本田多美子君） いや、形状変更じゃなくて転用でしょう。
- 2番（取本一則君） これは1反どしこて今言われましたけど、これを農地に返すとすると、大変な土砂ば、また莫大な費用がかかるということでしょう。
- 12番（坂西孝之君） そら莫大な費用がかかりますから、私が思うには、この場ですぐ許可を下ろすよりも、今、本田さんが言われたように、ちょっと間を置いて許可する、皆さんの意見を基に参考にして許可するならどうですかという考えですけども。
- 4番（西川英文君） よかですか、今の案件ですけどね、1回、私が以前の農業委員したときにはそういったことがありましたので、1回許可を出しませんでした。保留して、その次のときに総会にかけるということですね、相手に話をして、罰則というかですね、それを相手に与えました。これは参考ですけども今度それをどうするかですね。
- 10番（坂本誠二君） その罰則というのはどういうふうなペナルティなのか。
- 4番（西川英文君） 要するにそこで許可を出さなかったということです。
- 10番（坂本誠二君） それだけがペナルティですか。
- 4番（西川英文君） 永遠じゃなくて、次の総会にまた再度議案を出してくださいということ。

- 14番（森川正志君） よかですか、この6番の案件はですね、面積が297㎡となっていますけれども、大体1反6畝ぐらいあるということで、他も転用許可は一応取ってもらわんといかんとではなかですか、こればかりじゃなし、もう盛ってあるなら転用許可取らんなら、一緒に。
- 11番（竹下宏介君） 一緒に取ってもろて、税金ばよけい払うとってもらわなん。宅地として売れるまでは。
- 7番（永田知博君） 盛土ばしてあるというのは、実際売れるつもりで一緒にしとるわけす。もう無断転用しようという頭があつて、ここで小分けにして分譲はする予定でしょう。保留にしてもう1回審議したほうがよわなかですか。
- 議長（東 令佐君） ではですね、担当委員さんの意見を尊重いたしまして、指導をしていただいたうえで、また再度申請をお願いするということがいでしょうか。
(わかりましたとの声)
- 議長（東 令佐君） それでは7番、どうぞ。
- 12番（坂西孝之君） 土砂流出のために東西と南側にブロックを積んで流出を防ぐということでございます。生活雑排水は合併浄化槽を設置し、北側の側溝につなぐということでございまして、何ら問題はなく、許可相当かと思えます。以上です。
- 議長（東 令佐君） 次、8番、どうぞ。
- 14番（森川正志君） 14番、森川です。売電目的の太陽光発電で、この土地なりで建設をしたいということで、その土地が真ん中がちょっと低くなつとって、だけんその低いところに水を溜めて市道の側溝に落とすということです。その側溝が埋まった状態のごたる感じがしたわけです。みんなユンボで省いてさらいてあります。で、大丈夫と思えます。234枚で49.5kwの一応計画です。その側溝をさらえてもらったので、許可相当と思えますけれども、この事業計画どおりに、最近、ここじゃなくてほかに事業計画どおりにしないで、太陽光発電施設の下のほうに山砂を入れてあつとが最近の大雨で流れて、とにかく30cmぐらいほぐるぐらゐの流れ方だったです。それで民家からちょっと注意がありまして、市役所のほうに行かれたそうです。そしたら土木課のほうに行かれて、これはひどいということで、土木課からちょっとちゃんと流れないようにしてやろうということになったそうです。そういう事業計画どおりにしない人が、ひょっとしたらほかにもありやせんだろうかと思つて、この場でひと言皆さんに伝えておこかと思ひまして、そういうことです。許可相当と思えます。
- 議長（東 令佐君） 8番については大丈夫ですか。
- 14番（森川正志君） はい、大丈夫です。
- 議長（東 令佐君） 次、9番、どうぞ。

○16番（田辺信之君） 16番の田辺です。9番の案件について説明します。申請人は現在岱明町に住んでおられまして、使用貸人と使用借人は親子関係です。申請地は、東西が住宅で、南は、西側にある家に帰るための里道があります。南は親の住まいで北側は倉庫となっています。給水は市の水道を利用し、生活雑排水は合併浄化槽を設置し、処理後の水と雨水は東側の市道の側溝に流す計画です。

申請地は、盛土の計画もなく、工事の際の被害防除にも十分注意する計画となっています。現地調査の結果、本件は許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、10番と11番は委員さんが同じですので、続けてどうぞ。

○2番（取本一則君） 2番、取本です。この2件につきましては、公民館の建設による申請でございます。現在の公民館は富尾の公民館で、お宮の真下に、崖地の下に今、建っております。以前、昔は大麻会館と言っておりましたが、あれの解体した材料でこの公民館が建てられておまして、もう建物自体が老朽化してどうも手をつけられないというような状態でございます。すぐ水路を挟んだ農地の端っこにこの土地がございまして、譲渡人に相談したところ、この公民館建設に御承諾をいただいたということでございます。トータル合わせまして、駐車場と合わせまして1反2畝ぐらありますけど、この公民館の敷地だけは売買で、468㎡の売買で行うということで、公民館の建設を行うということでございます。あと残りの741㎡につきましては駐車場ということで、地域住民の集会、並びに集会がないときには、その駐車場でお年寄りさんとか子どもさんたちが、ゲートボールをしたりグラウンドゴルフをしたりして過ごすような、駐車場と両面を踏まえたものにしていきたいということでございます。農地の一番端っこでございまして、今現在、農振区域内の農地でございますが、今現在除外申請中の手続中でございます。何ら問題ないと判断いたしました。以上でございます。

○議長（東 令佐君） 次、12番、どうぞ。

○20番（福田友明君） 20番、福田です。12番について説明いたします。今回この目的はですね、今現在、両親と同居されておりますけれども、子どもも成長して手狭となったために一戸建ての住宅を建てる計画となり、父親の持っている土地に、隣接地でございますけれども、現在住んでいるところの隣接地ですが、その横に建てるということでございます。転用面積は、先ほど事務局のほうから説明がありましたが、631㎡のうちの538㎡の事業面積となっております。北側が法面、非常に高い崖になっておまして、そのためにちょっと広いような感じがしますが、実際は538㎡ということでございます。場所的には専大玉名の近くでございまして、そのほかに給排水計画でございますが、取水は現在住んでおる両親のところの井戸水を利用する。それから雨水、排水の計画は、南側の側溝へ排水する

ということでございます。被害防除計画につきましては、現在、周囲には既に土留めのブロック等がございまして、何ら耕作被害の問題はないと考え、許可相当と考えております。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、13番、どうぞ。

○23番（徳井勝美君） 23番、徳井です。13番の案件について説明いたします。使用貸人と使用借人は親子関係です。転用面積が394㎡です。目的は太陽光発電の設置ということで、借人のほうがですね、電気の販売店をされておまして、パナソニックのところからですね、されるということで計画を立てられました。それで、144枚、42.2kwということです。あとは別に周りの農地にですね、衆辺地に耕作への影響もなく、と判断されますので、許可相当と思われまして、よろしく申し上げます。

○議長（東 令佐君） 次、14番につきましては始末書が添付されておりますので、始末書の朗読をお願いいたします。

○主任（中根 剛君） — 14番の案件について始末書朗読 —

○議長（東 令佐君） それでは、担当委員さんの説明をお願いいたします。どうぞ。

○31番（米野旨雄君） 31番、米野です。14番の案件について説明いたします。申請人は自動車整備業を中心にレンタカー事業など、多目的経営を行っていますが、レンタカー事業の自動車置き場が不足するので、申請地を貸し駐車場として取得し、会社に貸し付けるものです。雨水は地下浸透とする。土砂流出については、周囲は擁壁や石積みで囲まれ、流出はないものと思われまして、近隣農地への影響はないものと思われ、許可相当と思われまして、よろしく申し上げます。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。はい、どうぞ。

○12番（坂西孝之君） 14番の案件ですけれども、この第2種農地、この始末書は度外視しまして、ここは第1種農地で大丈夫なわけですか。

○議長（東 令佐君） 農用地区域外だけんよかです。

○13番（本田多美子君） 区域外で大丈夫だけど、その第1種農地のなんですかね、端っこにあるという部分じゃないですかこの農地は。もう端っこで農用地外なんですかね。

○議長（東 令佐君） 担当の説明を詳しく申し上げます。

○31番（米野旨雄君） 事務局お願いします。

○主任（中根 剛君） 申請地はですね、集落のすぐ横のですね、消防署、天水の消防署の横のところなんですけれども、今ソルダムが植わっててですね、約半分はないんですけれども、そこをですね、ちょっと整地をされて機械を入れられてたということで

始末書を付けられています。

- 12番（坂西孝之君） はい、わかりました。
- 7番（永田知博君） 信号のラーメン屋の手前のほうですか。
- 31番（米野旨雄君） そうです。ほんな左側たい。交差点の。
- 7番（永田知博君） 譲受人はですたい、広々と駐車場とかいろいろとしとっじやなかですか。ならその無断転用ていうか、事前にこれはもう埋めてあったわけでしょう。
- 事務局長（宮田辰也君） 売買をする前に。
- 7番（永田知博君） ああ、譲受人ではなく、譲渡人のほうが。
- 31番（米野旨雄君） この人じゃなくて。譲渡人の方が。
- 7番（永田知博君） 譲渡人のほうが埋めていた。
- 38番（小田 募君） ソルダムをだいたい、ずっと植わとととですよ。
- 7番（永田知博君） ああ、今梅なんか何本も植わととと。わかりました。
- 議長（東 令佐君） ほかにございませんか。はい、どうぞ。
- 34番（堀田昌子君） さっきの始末書が付いてた件なんですけれども、結局はどうなったんですか。1反6畝ぐらいを全部埋めてあったわけでしょう。だから、それは全部転用するということにされるわけですかね。今度の分だけ、じゃなくて毎回毎回こうしていかなきゃいけないから。
- 12番（坂西孝之君） それは事務局のほうで、そのうちですね、面積が2反ぐらいあつとですよ。だけん4畝ぐらいは宅地になつとととですよ。だけんあと1反6畝は、名義は田んぼ、畑かな。あそこは。
- 32番（松本哲海君） 一応保留にしなはるわけでしょう。
- 12番（坂西孝之君） そうです、そうです。
- 32番（松本哲海君） 保留にして、1反6畝を形状変更かなんかしてもらってからするんでしょう。
- 12番（坂西孝之君） はい、それは事務局一任でお願いしたいかな。
- 事務局長（宮田辰也君） いや、形状変更はできないです。
- 次長（二階堂正一郎君） もうその都度。
- 34番（堀田昌子君） その都度始末書付きで進めて。
- 事務局長（宮田辰也君） そうです。そういうふうに。
- 2番（取本一則君） 毎回始末書付きで。
- 事務局長（宮田辰也君） あのですね、目的のない転用はできませんので、だけんがあそこにですね、工作物とか建ったときに転用の申請があがってくると思いますので、またそのときも始末書が付いてくると思います。

- 12番（坂西孝之君） そうすると結局、そのときもじゃあ指導という形で1カ月保留というような。
- 事務局長（宮田辰也君） 担当委員さんがどういうふうに判断されるかということになってくるとですよね。
- 議長（東 令佐君） 今回現地調査で行かれた何人かおられますですたいな、その方の話し合いのうえで指導をしていただいて、今後の対処をしていただきたいと思います。
- 20番（福田友明君） ちょっとよかですか。
- 議長（東 令佐君） どうぞ。
- 20番（福田友明君） 質問ですが、農地とかそういうのを今雑用地になっとつとつかね、じゃあね。結果的には。
- 事務局長（宮田辰也君） 一応台帳的には農地です。
- 20番（福田友明君） 農地でしょう。それで現況は雑種地でしょう。ちょっと質問なんだけど、税金のほうの取立てについては農地が安いのか雑種地が安いのか、その付近の判断は。
- 主任（中根剛君） 雑種地が高いです。
- 20番（福田友明君） ということはどがんすつとですか、農業委員会としては、それは雑種地だけん税金はそれだけの課税でしなさいよとか言うのか。
- 主任（中根剛君） いいえ、一部はちょっと農地として残ってるんですよ。
- 20番（福田友明君） 結局それがペナルティにせんといかんとやなかつですか。名目上はそれは農地かもしれんけど、あなたがやったのはそれは雑種地でしょう。そしたらそれだけの課税をするのが本当じゃないの。
- 20番（福田友明君） 課税ばすつと転用出さんとされん。
- 事務局長（宮田辰也君） 一応ですね、現地を税務課のほうに見せて、どういう判断をするかをおおぎたいと思います。
- 20番（福田友明君） はい、よろしくお願いします。
- 議長（東 令佐君） ほかにございませんか。
- 16番（田辺信之君） よかですか。
- 議長（東 令佐君） はい、どうぞ。
- 16番（田辺信之君） 16番の田辺です。この14番ですね、14番の現状はこれは今、埋め立てであるわけでしょう。この地目は水田になっとつとですよね。結局、形状変更の届けは出とらんわけでしょう。
- 事務局長（宮田辰也君） たぶんですね、もう以前にされててですね、形状変更の届けは私たちのほうには届いてないと思います。

- 16番（田辺信之君） 時期的には早いかもしれんけど、結局れば勝手にして、それば見過ごすわけにはいかんとじゃなかですか。形状変更ばしてあつとでしょう。そうばってん、そがん勝手にして何もペナルティのなかならば、誰でんするならばな、問題になつとやなかですか。
- 事務局長（宮田辰也君） ずっとですね、周囲には擁壁をしてですね、ずっとしてあつてもんね。
- 16番（田辺信之君） そら知つとつですよ、通るけん。
- 事務局長（宮田辰也君） 大分もう以前からだつたと思います。
- 16番（田辺信之君） だけどればそのまま見過ごしてよかていうならばですね。
- 事務局長（宮田辰也君） あの残りの部分をですかね。
- 16番（田辺信之君） いやいや、この2,611㎡がですよ。
- 事務局長（宮田辰也君） この部分に対しては転用であがってきておりますので、今度は地目が変わりますので。
- 10番（坂本誠二君） 田辺さんがおっしゃるのは、結局さかのぼつて要するに水田の税金とですね、農地の税金その差額を請求したらどうかということでしょう。それがペナルティーでしょう。普通はそう考えますね。だからそれはどうなるかということですよ。
- 事務局長（宮田辰也君） この分に関してはですね、今回転用であがっていますので地目が変わってくると思うんですよ。それで残りの部分は農地だけね。
- 次長（二階堂正一郎君） 農地、あくまでも農地だけん、たぶん田んなかと畑だとそんなに課税金額は変わらないと思います。雑種地とかじゃないけんですね、現況を見ますと。
- 事務局長（宮田辰也君） 課税は一緒だと思うんですね。
- 11番（竹下宏介君） ならそるがよかもん、泥んあつとき業者さんからもろて、高めとつて今売るなら、そがんしたこつば考えてこん人たちはしとんなはつと。
- 事務局長（宮田辰也君） いやいやそうじゃないと思います。この分に対してはもう以前だけんですね、そういうとがわかつとんなはらんでですね、たぶんしとんなはつとと思うんですよ。今ならですね、農業委員さんたちの指導もあつてからですね、そういうことは行わないと思いますけども。
- 11番（竹下宏介君） 前が厳しかった。
- 事務局長（宮田辰也君） 前は厳しかったですけどですね、ま、そのへんば。
- 11番（竹下宏介君） 今が優しかった。
- 私とでん業者さんの土のあるとばもろとつてから、そして税金でんなんでん安かならそれが一番よかもんな。そつでやっぱり厳しゅういかなんですたい。行くところ

に。

○事務局長（宮田辰也君） はい。そのへんは私たちもですね、担当委員さんと相談しながらいきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○2番（取本一則君） ちょっといいですか。結構まわりよっと、この人が個人ではたいぎや埋めんなはらんということですよ、これだけのボリュームだけ。自分で持ってきてえらいしこ金かけて、どこかの土砂を出したとき、どこかの建設業の人かどこかのそういう工務店の人あたりが、「おっさん、よか泥の出るけん持って来てやるか」て、「はいはい」て言うてからですね、「わあ、こがんよか泥なら畑どんすんならよかなあ」て言うてから、軽く埋めてもろとなはつとがほとんどじやなかろうかと思うとですよ。だから、そういうまた持ってきた人も悪気を持ってきとらすわけじゃなく、あつたけんていうてから、捨て泥ばよか泥だけけん埋めてやったていうともあるからですね、そういうのをこれはたいぎや合併前からとかいろいろこういうのは出てくるけんですね、私たちも回りよっとしゃが、よくたまにちょっと埋めよるごたつとあつたじゃないですか、ダンプで。そすとそういうところは早めに行って、「そら何しなはつとですか」て、「畑にしなはる」て言うなら、「なら形状変更をはよ出しなつせ」て、そこで止めてですね、やっぱりそういう指導ばしていかなしよんなかつたじやなかろうかと思うとですたいね。こればほんなら除去せれて、何百万もかけてから元通りせえていうこともですね、そらあ本人さんもこらどがんも、何も手は付けきらんて思うとですよ。始末書も付けて、本人さんに、今後はこういうことは絶対ないようにですね、やっぱりそこらあたりをしていかんなら、前からもあつたですたいね、始末書1枚書くとしゃがこつて通っていくととかと、いろいろなこの問題についてはいろいろあるけんですね、そういうのをやっぱりみんなに言うて、お互い、局長、昔な、この農業委員会の昔の会長名だったかな、建設業の組合の会長さんあたりに文書でな、捨て泥あたり捨てるときは、便宜上盛ってやりよんなつたこともあるわけたい。そういうときは形状変更とかいろいろ農業委員会の手続きを早めにしてもらおうような、こういう通知んごたつとば先にやりよかたいな。やったことあつとたいな。お願いということで、そういうのが出たときは勝手にしなはらんごと、建設業組合の会長さんあたりに、会長名ぐらいからやつときなはつとしゃが、文書でやつときなはつと大分違うよ。何もしないで、農業委員会だけに責任をおわしかくともですね。

○事務局長（宮田辰也君） そうですね、だけん今、委員さんが言いなはつたごとですよ、そういうとを見かけたらですね、農業委員さんのほうからそういう指導もですよ、お願いをしていただきたいと思います。建設業界のほうに文書をやるともよかばつてんですね、それは個人さんがですね、やっぱりそういうことは自分の自覚の

中で、農業委員さんと相談をしていかなんと思うとですよ。

○2番（取本一則君） 気づいたときは半分どま埋めてあつときのあるもんな。

○事務局長（宮田辰也君） だけんそういうとに気づかれたらですね、そういう指導のほうをよろしくお願ひしたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（東 令佐君） ほかにございせんか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

○14番（森川正志君） 今の話はちょっと興味のあつてですね、田んぼがちょっと低地の低いところにあつて、建設業者が余つた土を持ってきて埋めて畑にするという場合に、転用は申請してすぐ、何年かぐらいで終わらんといかんとですか。土をほら埋めるにあつてたい。

○事務局長（宮田辰也君） 田んぼに、田んぼに土入れですかね、それは形状変更届で。

○14番（森川正志君） 届けをして、それをほら10年も20年もかかつてですよ、ちゃんと埋まってしまうぐらいだったら、それについてはやっぱり転用許可は出しとかないかん、形状変更、地目変更たい、地目変更です。

○事務局長（宮田辰也君） 大体は入れる前にですね、こういうふうには形状変更をするけんが届けを出しますということですね、出してもらうですね。

○2番（取本一則君） 今、森川さんが言いよんなはつとは、形状変更をしたあとに、転用はまたすぐ出さるつとかと。転用は1回抜けたら10年ぐらい待たなんとかという話です。

○14番（森川正志君） そうそう、10年かかるか20年かかるかわからんけん。残つた土を。

○2番（取本一則君） 形状変更したあとね、1年ぐらいでよかつとね。形状したあと1年ぐらい。

○14番（森川正志君） そつといわんかかる。

○次長（二階堂正一郎君） 埋めるとが何年もかかるなら、埋める前にまず出してもらうんといかんです。

○14番（森川正志君） 何年かかつたちゃ。わかりました。

○事務局長（宮田辰也君） その時点で転用の許可を出します。

○議長（東 令佐君） ほかにございせんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） それでは、ないようですので、6番を除いてほかを許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 6番を除いた以外、決定しました。

次に、議第62号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第62号、農地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により平成26年農用地利用集積計画（案）による利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成26年9月5日、玉名市農業委員会会長、東令佐。

別紙農用地利用集積計画（案）のとおり、玉名市長より意見を求められております。10ページから13ページまでの17件の集積でございます。13ページをお願いします。

所有権移転3件、4,812㎡、利用権設定14件、30,807㎡、合計17件、35,619㎡の集積でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものと考え、御提案を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（東 令佐君） 事務局の説明が終わりました。
御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。
（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第62号については、原案どおり意見決定することに決定しました。

次に、議第63号、農用地利用配分計画案の決定についてを議題といたします。
事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第63号、農用地利用配分計画案の決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求められた平成26年農用地利用配分計画案について、次のとおり意見決定するものとする。平成26年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

このことについて、15ページの農用地利用配分計画案のとおり、玉名市長より意見決定を求められております。この計画案は、農地中間管理事業を実施する公益財団法人熊本県農業管理公社の要請により、本市が公社に提出するもので、4件の面積が16,474㎡の計画案となっております。この4件は、12ページの設定状況集計表の4番から9番に該当するもので、議第62号の農用地利用集積計画の告示と本配分計画案の決定は同時施行となります。これにより、中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地配分計画をまとめ、県知事が利用配分計画を認可し、公

告をすることにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなっております。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（東 令佐君） 事務局の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

○12番（坂西孝之君） すみません、配分計画の集計表ですけども、農業公社がですね、中間管理機構から委託を得て、それを受けてなくて、最終的に各個人の農業法人ですかね、そういった方々に振り分けるわけですけども、これは応募といいますかね、毎月あるのかどうなのか、ちょっとそのへんは確認したいんですけどね。

○事務局長（宮田辰也君） 月がですね、5月、9月、1月となっております。

○農業水産政策課主任（平野 健君） 年に3回です。

○12番（坂西孝之君） そうしますと、例えば9月に応募した場合、中継された中間管理機構が農業公社に対してですね、応募されたときに配分といいますかね、どういう基準で配分があるわけですかね。新たに何か何反、こっちの農業法人に何反、こっちの農事組合に何反、そういった基本的な枠組みというんでしょうかね。あるんですかね。

○事務局長（宮田辰也君） ちょっと私もまだこれに慣れておりませんので、農林水産課のほうにちょっと説明を。

○農業水産政策課主任（平野 健君） すみません、農林水産政策課の平野と申します。それでは、直接私、中間管理機構についてはですね、担当はしていないんですけども、実際ですね、最初の動き出しというのは、中間管理機構が借受けをします。貸したい人は貸したい農地を出します。というのも、それを公社のほうで配分するという計画だったんですが、いろいろとですね、説明会のほうに行きますと、公社としては、借り手と貸し手がマッチしないと公社は借りませんという動きになっております。ですから、今までの農地保有合理化事業とですね、同じような動きになってきております、実際ですね。ですから、相手方が見つからんけん借りてくれといった形で借りたりはしないという動きになっているということです。以上です。

○12番（坂西孝之君） ということは、あくまでも借り手があつてはじめて貸し手があるというような関係になるわけですね、準備としては。

○農業水産政策課主任（平野 健君） そうです。借り手としてはですね、応募をまずしておく必要があります。

○12番（坂西孝之君） 借り手は応募する。

○農業水産政策課主任（平野 健君） はい。そのあとですね、そのあとでもかまわないので、貸し手と借り手が相対でですね、決まっとかんといかんです。この人に貸したい、この人から借りたい、もう相対でですね、話が決まっとかんと借りないと。

ちよつとつじつまが合わんとですけど。

- 12番（坂西孝之君）　ということは、事後報告を農業公社はするわけですかね、じゃあ。
- 農業水産政策課主任（平野 健君）　実際契約するということまでいった段階で公社が借り受けて、それを貸し借りをすると。
- 2番（取本一則君）　この場合は、もうお互いが決まっとるばいたて言うたほうが早かったい。
- 農業水産政策課主任（平野 健君）　ああ、そがんです。
- 2番（取本一則君）　決まっとつとば、この人とこれ、もう2人決まっとつとだけん。
- 農業水産政策課主任（平野 健君）　そうです。そういうことになります。
- 2番（取本一則君）　その間に農業公社がパツて入っていく。
- 農業水産政策課主任（平野 健君）　はい。
- 2番（取本一則君）　中間管理機構の入ごたっ感じになるとたい。
- 農業水産政策課主任（平野 健君）　そうです。よかどこ取りばしなはるていう形なんです。
- 13番（本田多美子君）　すみません、じゃあその場合そのメリットは、中間管理機構が入ったメリットは何かあるとですか。
- 農業水産政策課主任（平野 健君）　貸し手、貸される方に対するお金が入る。ただ、借りる側については入ってきません。
- 13番（本田多美子君）　どのくらい入ると。
- 農業水産政策課主任（平野 健君）　反当たり2万円だったと思います。
- 13番（本田多美子君）　貸してくださいと借りると、貸すほうを集めなざるわけですね。
- 農業水産政策課主任（平野 健君）　そうです。借り手については全く出ないので、今まで市のほうでもありましたけれども、市のほうは貸し手に5,000円、借り手に1万円、そちらのほうを使うか、どちらを選ぶかということになるかと思ひます。
- 11番（竹下宏介君）　こら借り手は、借りたいていうとは年に1ぺん、1回出しとくとよかつでしょう。
- 農業水産政策課主任（平野 健君）　はい、1年間の有効期限という。
- 11番（竹下宏介君）　なら毎年切り替えていかなんたい。
- 農業水産政策課主任（平野 健君）　そういうことです。
- 11番（竹下宏介君）　それは認定農業者だけ。
- 農業水産政策課主任（平野 健君）　いや、じゃなくてもかまわないです。

- 12番（坂西孝之君） 農林政策課、お名前は。
- 農業水産政策課主任（平野 健君） 平野と申します。
- 12番（坂西孝之君） 平野さん。具体的にまた突っ込んだ質問したいと思います。
あとですよね。
- 農業水産政策課主任（平野 健君） このあとも公社のほうが来られますので、その
ほうが一番詳しい。
- 11番（竹下宏介君） 公社に聞くとが、一番早かごた。
- 13番（本田多美子君） 公社に聞かなんたい。
- 事務局長（宮田辰也君） 意見がありますので、そのときどき聞いてください、
お願いします。
- 12番（坂西孝之君） わかりました。
- 議長（東 令佐君） ほかにございませんか。
(なしの声)
- 議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。
農用地利用配分計画案の決定について、原案どおり意見決定することに異議のな
い方は挙手をお願いいたします。
(全員 挙手)
- 議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第63号については、原案どおり意
見決定することに決定しました。
次に、議第64号、玉名市が定める基本構想についてを議題といたします。
事務局より説明を求めます。
- 事務局長（宮田辰也君） 議第64号、玉名市が定める基本構想について。農業経営
基盤強化促進法第6条第1項の規定により玉名市が定める基本構想について意見決
定するものとする。平成26年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。
今回玉名市における農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに
至って、玉名市農業経営基盤強化促進法施行規則第2条により、基本構想を定めよ
うとするとき市町村の長が、農業委員会及び農業協同組合の意見を聞かなければな
らないとなっております。
本日の提案となっておりますので、本日は、農林水産政策課のほうから説明に参
っておりますので、説明をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。
- 農業水産政策課主任（平野 健君） すみません、私、平野のほうから説明をさせて
いただきたいと思います。座って説明をさせていただきます。
別紙です、ちょっと厚めのやつをお渡ししているかと思うんですけども、
すみません、全部説明するにはちょっと時間がないので、はしおって説明を

させていただきたいと思います。

今年度です、4月に基盤強化法の改正がなされております。その中身といたしましては、中間管理事業が入ったことと、あと新規就農者というのがですね、あり方を変えてきたというところですね、改正のほうはなされております。中身としましてはですね、資料の中に一枚ものでお渡しはしておりますが、今回改正したところをですね、簡単にまとめております。

中身としましては、まず、昨年度からですね、振興局のほうで名前の変更を行っておられます。その部分を修正をしたと。次にですね、今申しましたとおり、新規就農者、今までがですね、振興局のほうで新規就農者に関しては認定をされていたんですが、今年の、来月になります、10月1日より玉名市のほうで新規就農者の認定を行うということで改正をされております。その点に関しまして、基本構想の中にその新規就農者の項目を追加をしたというところになります。

それと、あと農地保有合理化事業というのが廃止されまして、新たに中間管理事業がですね、盛り込まれましたので、それを追記しているというところで、まず御報告のほうをさせていただきたいと思います。

まず、この基本構想はですね、大体5年に1回改正をしていくという形になっております。ですから、本来であれば平成28年にですね、改正をするんですが、今回このような形で改正点が多く、大事なところがふえておりますので、今回、10月1日にですね、先駆けて皆様の意見を聞きたいというところで、改正の手続きを取っているところでございます。

中身を見ていただきますとですね、まず4ページの赤字になってますが6番にですね、ここに先ほど申しました新規就農者のあり方をですね、載せております。これにつきましては、今後の目標であったり今の現状であったり、新規就農者は250万円の所得を目指してくださいというところを書いております。この250万円というのがですね、どうしてこの金額になっているかというところですね、皆さん御存じかどうか分からないんですが、青年就農給付金というのが、平成24年度、人・農地プランの中で組み込まれております。この青年就農給付金というのが、経営まもない方に150万円の5年間を給付するという制度です。国のほうはですね、この水準までは持っていくような形で目標を立ててくれというところで、250万円の年間2,000時間を目標にしてくれというところを書いております。

続いてですね、20ページをお願いいたします。すみません、ちょっと先に言っただけですが、20ページからがですね、そのあり方についての詳しい目標の所得でありますとかを書いておるんですが、その次のページからですね、どのくらい自分が面積的にどういった経営をしていったらその250万円ぐらいに達するか

というところをですね、書いてあります。ちょっと長く書いてありますけれども、これについてはですね、その地域ごとにいろいろと、こっじゃ足らんとか、これじゃあちょっとここまではしきらんとかいうところもあるかとは思いますが、このぐらいしたら大体上がるだろうというところで明記をさせていただいております。

続きましてですね、32ページをお願いします。この第4のところからですね、農地保有合理化事業という、これも公社とかですね、農協のほうが行っていただきましたけれども、農地保有合理化事業というのが廃止になっております。これをまず消したというところと、⑥番のところはその青年等の各号に関する事業が盛り込まれたというところになります。このあとからですね、ずっと中間管理機構について、その農地保有合理化事業をですね、農地中間管理事業に書き換えたというところでご理解いただければと思います。

すみません、簡単ではございますが、一応ですね、先ほど局長のほうからもありましたとおり、この基本構想に関してはですね、国が定めた農業基盤強化法ですね、改正に伴うものでして、これは各市町村全てにおいて改正をなされているところですよ。急が急で申し訳ないんですけども、この総会の中でですね、承認をいただきまして、10月1日に間に合うような改正の手続きをとりたいと考えておりますので、どうぞ御承認のほうをよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議長（東 令佐君） ただいま事務局からと農林水産課からの説明がございましたが、御意見、質問はございませんか。はい、どうぞ。

○13番（本田多美子君） はい、すみません、これは承認するか全然わからんけんがよか思います。ただ、昨日のですね、農業新聞だったか読みよったら、青年給付金のことで、150万円じゃなかですか。それをなんか前年度の、その本人さんの前年度の収入に合わせて増額になるんですか、あるいは減るんでしょうか。なんかそれに併せて今度給付金が変わるといような制度になるということで、ちょっと読んだからどうなるのかな。

○農業水産政策課主任（平野 健君） 今の現状としましてはですね、250万円の所得制限があって、前年の所得が250万円を超えたら一時停止になるとですよ。その次の年が250万円を下回ったらその年の分はまた給付、1年分は停止になるんですよ、もらえないと。だから、5年間のうち1年間でも停止があったら、その1年分がもらえずに、250万円下回った分はずっと今もらえるというのが現状です。

○13番（本田多美子君） じゃあ今度、平成15年から新しい制度になるということであれば、どうなるんですか。

- 農業水産政策課主任（平野 健君） という形で書いてあった。
- 13番（本田多美子君） 15年からまいりますって。
- 農業水産政策課主任（平野 健君） まだうちのほうにはそういった情報はまだ流れてきとらんとですよ。
- 13番（本田多美子君） なんかもものすごく多くなるというふうに書いてあるけど、収入が前年度上がってる人だったら来ないんじゃないかな。
- 農業水産政策課主任（平野 健君） そうですそうですね。たぶんその所得制限は同じだと思っておりますよ。ただその250万円所得制限を設けている関係でですね、頑張らない方も出てくつとですよ、中には。もう300万円ぐらいあがるねえというなら、250万円に抑えて150万円もろたほうがいいというところで、あのあり方もですね、ちょっと変わってほしいなというのはありますけれども。
- 13番（本田多美子君） わかりました。すみません。
- 議長（東 令佐君） はい、どうぞ。
- 16番（田辺信之君） 16番の田辺です。ちょっと市のほうに伺いたいんですけど、この話とは別な話です。今、玉陵で6校が小中一貫校という話がありますね。その中でも市の担当者がですね、議会に間に合わんけんはよ採決してくれて、そういう言い方ばするんですよ。きょうも全く一緒ですよ。10月のこれに間に合うごと今日採決してくれて。こっだけの書類ばですよ、目も通さんで採決してていうのはあんまりじゃないかな。
- 農業水産政策課主任（平野 健君） そうですね、今までもですね、すみません、基本構想というものはずっとですね、今回早めに渡さなかったのは私の落ち度であるかと思うんです。何とぞお願いしたいというところでしかちょっとすみません。
- 議長（東 令佐君） ただいまの御意見ですが、皆さん方、ほかに御意見はございませんか。はい、どうぞ。
- 3番（清田順次君） 先ほど、今、御質問があったですたいね、全くそのとおりですよ。話がおかしかもん。今、採決しろていうて、今、原案が出てきてですよ、これば採決せろなんて、話の筋がおかしかったじゃなかですか。もう来月しましょう。保留。
- 議長（東 令佐君） ほかに。はい、どうぞ。
- 25番（杉本征子君） 玉名市農業委員会のところを玉名市を消してありますけれども、農業委員会は玉名市農業委員会が正式名称だと思いますけれども、ただの農業委員会か。
- 農業水産政策課主任（平野 健君） そうですね、一応これは玉名市の基本構想ということですので、玉名市のほうは削除したというところでお出しをしておるんです

けれども。

- 25番（杉本征子君） 農業委員会は、玉名市農業委員会が正式名称でしょう。
- 議長（東 令佐君） これは市からの要望でこの議案として取り上げているから、文章がこがんだなっとなっと思っすばってん。
- 13番（本田多美子君） すみません、いいですか。清田委員ですかね、お怒りは十分だと思います。ただ私たち今、農業委員されて、私たちはその前の日に農業委員でして、こればずっと頑張っ勉強しました。東会長も御存じだと思っすけど、こればずっと読んでです、ずっとさせられたっです。今ようよ変わっとなっがこの赤字だけです。赤字が変わってます。どがなこつなどがなこつなて言うてから、西村次長のときにずっと説明を受けて、これはしてOKを出した文章です。今変わってるなと思っのがこの赤字の部分で変わっているので、そういうことは前は1回は頑張っ勉強をさせてもらっました。今回はこがなばっ。
- 3番（清田順次君） 8月にその勉強会ばしとくと何でんなかっです。
- 13番（本田多美子君） そうですよ。
- 農業水産政策課主任（平野 健君） すみません、これがです、本当申し訳ないんですけど、県をまず通してヒアリングというのがです、8月の頭にある予定だったんですよ。でもそれをです、県のほうがなさらずに、あとは農業委員会のほうにかけてくださいと投げやりでもらったのが現状です。それが盆明けだったっですよ。というところで、これは言い訳にしかならないんですけれど。
- 議長（東 令佐君） この問題は現在の皆さん方の気持ちが一番優先さるっと思っすので、皆さん方の気持ちで、いかがでしょうか。
- 2番（取本一則君） 平野さん、この最終的なタイムリミットはいつですか。今、清田委員が言いよんなはった来月の、今9月でしょう。来月今度は5日でしょう、また来月の委員会じゃ遅かっですか。
- 農業水産政策課主任（平野 健君） これはです、10月1日からです、改正をしないとイケないというのがです、これは新規就農者に一番かかわるところじゃあるとですよ。10月1日から市の認定に移れないと、県も何もしない、市も何もできないというところで、新規就農者に。
- 事務局長（宮田辰也君） 今まで県がしよったろだい。
- 農業水産政策課主任（平野 健君） はい、県がしてます。
- 事務局長（宮田辰也君） そしてそれもせなんわけだろだい。
- 農業水産政策課主任（平野 健君） そうです。
- 議長（東 令佐君） ただいまのような話でございますが、いかがいたしますか。
- 4番（西川英文君） 新規就農者にはよんによ残ってもらわなんけん、そら賛成ばし

とくとよかったい、なっだけ多く残ってもらわにゃん。

○3番（清田順次君） 遅らかすことによってそういったいろんな不都合が生じるならば、今回通さないかんだった。通さないかんけどもひと言は付け加えてたい、こういったことがないように、やっぱり事前に総会にかけていただくようお願いします。

○農業水産政策課主任（平野 健君） わかりました。

○事務局長（宮田辰也君） そういう話だったて県のほうに重々に言うってください。

○議長（東 令佐君） ただいまのような話でよろしいでしょうか。

（はいの声）

○議長（東 令佐君） それでは、異議がないものと認め、意見はいろいろございましたばってん、本案を通す以上はないところでよかでしょうか。

（はいの声）

○農業水産政策課主任（平野 健君） すみません、ありがとうございました。

○議長（東 令佐君） 原案のとおり決定することに決定しました。

-----○-----

3. 報 告

○議長（東 令佐君） 次に、報告第20号から報告第21号を一括して事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 報告第20号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告いたします。平成26年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は7件の解約を受理しております。

19ページをお願いします。報告第21号、農地の形状変更届について、下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成26年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は2件の形状変更届を受理しております。以上であります。

○議長（東 令佐君） 事務局より一括して報告がございました。質問などございませんか。

○20番（福田友明君） 会長、ちょっとよろしいですか。

○議長（東 令佐君） はい、どうぞ。

○20番（福田友明君） 20番の福田です。先ほどですね、3ページなんですけれども、使用貸借権の設定許可申請についての中で、これは今後のことなんですけどね、事務局にお尋ねしますが、農業者年金の受給ですから、例えば80歳の人が20年

になってますよね。どう考えたっちゃこれ普通男性の場合だと80歳が平均寿命ですよ。これを20年というのは、今後のことはですよ、やっぱり統一したほうがいいんじゃないかと、大筋のラインをですね、90歳までぐらいは生きるだろうとか、例えばですよ、何しろ100歳というのはなんかいかがな考え方。

○事務局長（宮田辰也君） 今、福田委員さんが言われたのは重々わかります。本人さんがですね、もう最後までしてくれて言いなはっとですたいね。だけんがこれは20年になっとなっと思えますけど、うちのほうとしてもですね、年も年だけんが10年ぐらいじゃあどがんですかて。

○20番（福田友明君） ばってん5年とかね、そういうことができるわけですから。

○事務局長（宮田辰也君） だけんそのへんのですね。

○20番（福田友明君） わかりますよ、これは受給ですからね。何の問題ないとはわかるが、あまりにもちょっといかがなものかなとつくづく思いますな。

○事務局長（宮田辰也君） そのへんはですね、私どもも言いよるばってんが、また続けてそういうふうに言います。言っていきます。

○20番（福田友明君） だから事務局としての考え方はね、じゃあこのくらいの年齢だったら10年ぐらいでお願いしますと、そういう指導というかな、そういうのがあればいいのかなと。

○事務局長（宮田辰也君） 高齢の方にあってはですね、5年、10年で設定をお願いしますということを言っていきたいと思えます。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

4. その他

○議長（東 令佐君） その他に移ります。その他、何かございませんか。

（なしの声）

-----○-----

5. 閉会

○議長（東 令佐君） ないようですので、慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午後3時34分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成26年9月5日

玉名市農業委員会会長 東 令佐

農 業 委 員 大野 金生

農 業 委 員 福田 友明